

平成27年6月1日から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと

自転車運転者講習を受けることになります。

○ 講習の対象となる**危険行為**は・・・

- ・ 信号無視
- ・ 遮断踏切立入り
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 歩道通行時の通行方法違反
- ・ 制御装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・ 酒酔い運転
- ・ 運行禁止違反
- ・ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ・ 運行区分違反
- ・ 路側帯運行時の歩行者の通行妨害
- ・ 交差点安全進行義務違反等
- ・ 交差点優先車妨害等
- ・ 環状交差点安全進行義務違反等
- ・ 安全運転義務違反

○ **自転車運転者講習制度**のながれ

① 自転車運転者が**危険行為をくり返す**

- ・ 3年以内に2回以上



② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けよう命令



③ **講習の受講**

- ・ 講習時間 : 3時間
- ・ 講習手数料 : 5,700 円（標準額）

受講命令に違反した場合

5万円以下の**罰金**